

2015

春号

Spring

No. 7

2015年5月11日発行

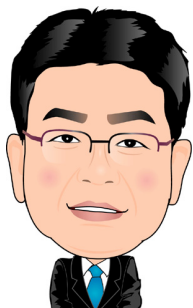


通信

八鍬税務会計事務所

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ セミナー開催のお知らせ

ごあいさ

百聞一見 (ひゃくぶんいつけん)

例年にない好天に恵まれたゴールデンウィークも終わり、一年中で最も美しい季節を迎えています。皆様方にはお変わりなくお過ごしのことと存じ上げます。私はこの3月に開業した北陸新幹線を利用して、2日3日の能登半島旅行を楽しんで参りました。天候に恵まれ、久しぶりに鋭気を養うことができました。

今年は9連休という人も多く、海外旅行に出かける人も多かったようです。海外から改めて日本を見ると、日本の良さや日本文化の素晴らしさに気付くことが多いと、よく言われます。

しかし、それは日本人だけに限ったことではないようです。日本を訪れた外国人旅行者からも日本に対する様々な賛辞の声が寄せられています。

なかでも最近急増している中国人旅行者からは賛辞というより、驚きの声といった方が多いかもしれません。彼らは日本に来て初めて日本人や日本文化に接し、「日本人は親切で優しい」「責任感が強い」「割り込むことなく待つ」「ゴミ箱もないのにゴミが少ない」「経済大国なのに空気が綺麗」「無くした財布が戻ってきた」など、異口同音に驚きの声をあげています。

なかには「一番嫌いな国から 一番好きな国になった」という人まで。まさに百聞一見（百聞は一見に如かず）ということなのでしょう。

昨年1年間に日本を訪れた外国人旅行者は1,300万人を超え、過去最多を記録したそうです。そのうち中国本土からの旅行者は年間約200万人を越すとか。日本を世界にアピールする絶好の機会かもしれません。

『あさがおに、釣瓶（つるべ）取られて、もらい水』

井戸水を汲みたいけれども、あさがおのツルがからんで汲めない様子がにじみ出ている句として古典落語などでおなじみの句ですが、同時に日本人の心優しい穏やかな人柄を表現する句としても知られています。

日本にはまだ目に見えない世界遺産があるような気が致します。



税務カレンダー

2015年5月

- ◆固定資産税 第1期(6月1日まで)
- ◆自動車税の納付 (6月1日まで)
- ◆個人住民税の特別徴収税額の通知
- ◆特別農業所得者の承認申請期限 (5月15日まで)

2015年6月

- ◆住民税普通徴収 第1期

2015年7月

- ◆源泉所得税 納期特例分(10日まで)
- ◆社会保険の報酬月額算定届出書(10日まで)
- ◆所得税の予定納税額の減額申請(15日まで)
- ◆所得税の予定納税 第1期
- ◆固定資産税 第2期
- ◆労働保険概算・確定保険料の申告・納付 (6月1日から7月10日まで)

税 務 TOPIX

「夫婦控除」制度 創設へ・・・

政府はこれまでの「配偶者控除」を廃止し、共働き世帯を対象とする「夫婦控除」制度創設案で検討に入った模様。配偶者の給与収入が年間 103 万円を超えると手取り収入が逆に減るという配偶者控除を撤廃し、代わりに子育て中の共働き夫婦に対して、配偶者の年収に関係なく控除を認めるというまったく新しい制度を創設する案が最有力。早ければ平成 27 年度中に改正され、28 年から適用となることも。



10 人に 1 人が 女性社長



東京商工リサーチによれば、昨年 12 月末現在の全国の女性社長の数は 31 万人となり、約 10 人に 1 人の割合となったようです。また、そのうち 29 人が上場企業の社長だそうで、年々増加傾向にあるそうです。女性の社会進出に比例して 少子化が進まないことを祈りたいものです。

お酒の安売合戦にブレーキ!!

90 年代後半から酒類の小売販売がスーパー・コンビニ等を中心に安売合戦が激化、小規模小売店の経営を圧迫していることから、政府自民党が中心となって過度な安売販売を禁止する法律を来年 3 月末までに立法化し、4 月以降の施行を目指しています。

お酒好きには何とも残念な知らせですが、飲酒の量を減らす良い機会かも。



人気アナウンサーに、高額タワーマンションを贈与



日本テレビの人気男性アナウンサー（34 才）に番組スポンサー企業の創業者から約 1 億 7 千万円ものタワーマンションがプレゼントされていたことが週刊誌上で取り上げられ、番組内で本人が謝罪するという事態にまで。

この一連の騒動で税務署の動きが気になったのか、創業者はマンションを売却すると発言。売却してしまえば課税されないと考えたのかもしれないが、果たしてそう旨くいくかどうか、今後の税務当局の動きが気になるところ。



NEWS WAVE

米寿!! おめでとうございます。

今年 めでたく満 87 歳、数えて 88 歳を迎えた岡安弘吉さん（八鍬幸江の父、久喜市在住）。

今もいたって元気!! 健康診断では全ての数値が A ランク、記憶力も抜群、ボケることもなく毎日夫婦仲良く元気に暮らす弘吉さんご夫妻。このたびの連休を利用して、子供・孫・ひ孫ら総勢 17 名を招待し、おもてなし日本一として名高い 和倉温泉は加賀屋にてめでたく米寿の祝賀をあげました。（写真）

“こんどまた白寿で来ます” と若女将に約束し、旅館をあとにさ



税金 Q&A

相続財産に係る取得費加算の改正 実質増税

相続税の改正は良く知られていますが、

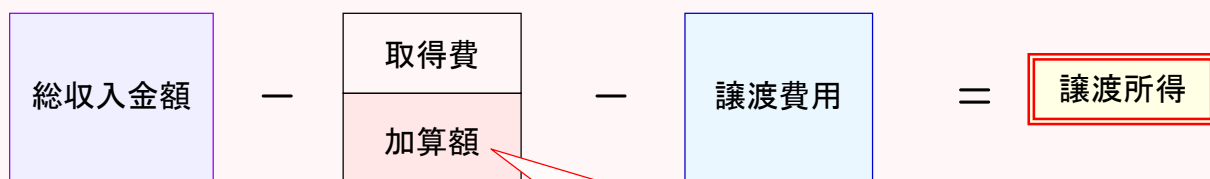


税理士 八鍬幸江

制度のあらまし

相続税を支払うために土地等を売ったら譲渡所得税がかかりますが、支払った相続税額のうち**一定額**を譲渡所得税の計算上差し引くものです。

譲渡所得の計算



一定額とはこの部分の改正です

改正前までの加算額

具体例

相続した遺産総額を100とする。

内訳 A土地 40
B土地 40
預金 20

支払った
相続税額
25

相続税を支払うために
A土地を売った場合

A土地を売った場合の
加算額
 $25 \times 80 / 100 = 20$

一部の土地を売っても、相続した土地全体に対応する部分が加算額となる

改正後の加算額

上記と同一例の場合

支払った
相続税額
25

A土地を売った場合の
加算額が10に減少

$25 \times 40 / 100 = 10$

売った土地に対応する部分(A土地分)のみが加算額となる

設例の場合 改正後は半分・・・ということは譲渡所得税が増えるということです。

いつから改正か

平成27年1月1日以降に生じた相続により取得した土地等の譲渡について適用。平成26年12月31日までの相続なら、27年以降に売っても改正前の適用です。



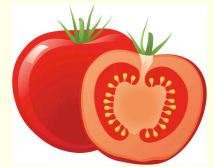
ポイント

- ① 相続税を支払った人であること、相続税額ゼロの人は加算額もゼロです。
- ② 相続税の申告期限から3年以内の譲渡であること。
- ③ 相続税を払うため以前から所有する土地を売った場合、取得費加算は使えません。

適用を受けるには細かな要件がありますので事前にご相談ください。

今回は土地について説明しましたが、
家屋や株を売った時も、同様に取得費加算を使えますので忘れずに

おいしくて栄養豊富なトマトラーメンの作り方



トマトの赤い色の元はリコピン。このリコピンの抗酸化力は、同じカロチノイドの仲間でもあるβカロチンの2倍以上、ビタミンEの100倍以上と言われていて、トマトを食べることにより、栄養とその有効成分の作用で糖尿病や大腸ガンの発症リスクが下がるという研究結果があるそうです。

また女性には嬉しい美白作用やシワ・たるみから肌を守る美肌作用も確認され始めているそうです。これからの季節にピッタリのトマト。そこで、手軽に簡単に作れるトマトラーメンを紹介します。



材料（1人分）

インスタントラーメン	
（塩味、液体スープがオススメ）	1袋
鶏がらスープ	250ml
トマトジュース	100ml
トマト	1個
きくらげ	4枚
卵	1個
水溶き片栗粉	適量

1. きくらげは水に戻し、食べやすい大きさに切る。トマトはくし切りにする。
 2. 卵はときほぐしておく。
 3. 鶏がらスープを温め、沸騰したら トマト・きくらげを入れ、1～2分煮込む。
 4. その後、トマトジュースとラーメンに添付されているスープを入れ、更に1分くらい煮込む。
 5. 水溶き片栗粉でゆるくとろみを付け、溶き卵をまわし入れる。
 6. 上記を煮込みの間に別鍋で麺を茹でる（かためがオススメ）
 7. 麺が茹であがったら、よく水切りをする。
 8. 丼にスープを半量入れ、そこに麺を入れてスープとよくあえる。
その上に残りのスープを入れ **完成！**
- ※ トマトを煮込むことにより、甘味も増してとてもおいしいです。ぜひ おためしください。

マイナンバー制度 事前対応セミナー開催

いよいよ今年10月1日に国民全員（赤ちゃんからお年寄りまで）に個人番号カードが交付され、来年1月1日から利用が始まります。マイナンバー制度に対する認知度が低く、『何をどうすれば良いかわからない』という声がよく聞かれます。そこで、この制度の中身についてわかりやすいセミナーを開催致します。どうぞ奮ってご参加ください。

【日 時】 平成27年7月1日（水） 午後3時～4時30分

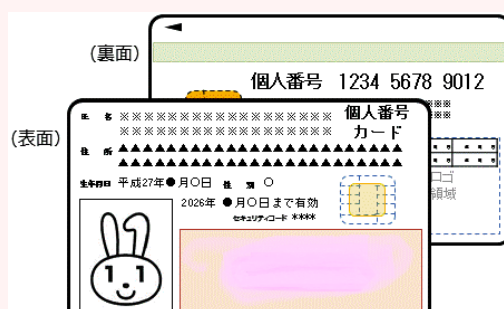
【会 場】 八鍬税務会計 2階セミナールーム
（蓮田市馬込1丁目31）

【講 師】 税理士 八鍬 幸江

【定 員】 先着 20名

【受講料】 無 料

【駐車場】 あ り



ご相談は 八鍬会計 まで

税務や会計・経営や相続対策などなど、お気軽にご相談ください。
また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

『学ぶことを忘れたら老人だ』
ヘンリー・フォード氏（フォード創業者）の有名な言葉。
マイナンバー・TPP、世の中が大きく変わろうとしています。お身体を大切に・・・。

連絡先 八鍬 税 務 会 計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net